

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例について		
公表するもの	静岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）		
県民意見の募集	☒ 有 ☐ 無	有の場合は その募集期間	令和7年10月21日（火）～ 令和7年11月10日（月）
担 当 課 等 名	くらし・環境部環境局生活環境課 環境影響評価班 電話番号 054-221-2268		
総 合 計 画 に おける位置づけ	政策4 環境と経済が両立した社会の形成 4 - 3 「命の水」と自然環境の保全 (1) 豊かな社会を支える「命の水」等の保全 ⑥ 環境影響評価の適切な実施		
審議会等の名称			
1 趣旨 環境影響評価制度は、私たちのまわりの生活環境や自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な土地の形状の改変や工作物の新設等といった事業について、事業者が事業の着手前に現在の環境の状況の調査、事業影響の予測、評価を行い、意見を広く聴いた上で、環境保全のための配慮を行うことを目的としています。 静岡県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）は、環境影響評価法（以下「法」という。）の諸規定を踏まえた上で、地域特性を考慮した事業種や法対象事業の規模に満たないものを対象としていることから、法と密接な関係性があります。 国は、環境影響評価に係る書類等を、事業者による縦覧期間後においても、国が継続して公表することを可能とするため、法の一部を改正（アセス図書の継続公表）しました。 県では、法の改正趣旨を踏まえ、県条例において書類等の公表について定める改正を行います。 また、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「整備法」という。）の改正に伴い、海洋環境等調査方法書の案における知事の意見に関する手続について定めるほか、必要な改正を行うこととします。			
2 骨子 (1) 事業者が作成したアセス図書については、あらかじめ事業者の同意を得た上で、知事が公表できることとします。（法関係） (2) 海洋環境等調査方法書の案に対する知事意見を述べるときは、あらかじめ静岡県環境影響評価審査会に諮問を行えるよう県条例に明記することとします。（整備法関係） (3) 整備法に係る条例対象事業を行う場合における事業者については、方法書の規定は適用しないこととします。（整備法関係）			